

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム広域連合内
端末機器等再リース契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の相手方 三菱HCキャピタル株式会社 北海道法人支店
札幌市中央区北2条西4丁目1
- 4 契約金額 493,240円(消費税及び地方消費税込み)
(月額金額)
- 5 契約期間 令和4年6月30日(木) ~ 令和4年12月31日(土)
(履行期間) (賃貸借等期間は、令和4年7月1日から令和4年12月31日まで)
- 6 随意契約の根拠法令及び理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理 由

本業務は、令和4年6月末で賃貸借契約が満了となる後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)広域連合内機器等について、再リースを行うものである。

現賃貸借契約の満了に伴い、新たな標準システム端末を調達するが、新たな標準システムのサポート情報が示されたのが令和4年4月であり、そこから調達仕様書を検討し、令和4年6月初旬に完成したところである。

これに加えて、現在世界的な半導体不足により機器の準備に時間を要する状況であり、かつ調達後に機器を使用するためには設定作業が別途必要となるため、令和4年6月末までに標準システム端末を調達し使用可能な状態にすることができない。

このことから、新たな端末の調達までの間、引き続き現在の端末機器等を継続して使用する必要があるため、当該業者から随意契約により再リースすることとする。